

# 小林市小規模工事等契約希望者の登録の受付について

## 1 小規模工事等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、小林市競争入札参加審査の申請を行っていない方を対象とした登録制度で市が発注する小規模な工事や修繕の受注・施工を希望する方を登録し積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) 小規模工事等とは、市が発注する小規模の建設工事や修繕で、その内容が軽易でかつ履行確保が容易なもので、1件の契約予定金額が10万円以下のものです。
- (3) 工事等の発注の際には、原則として複数の業者による見積り合せを行い、最低価格を提示した方と契約することになります。
- (4) 施工は、小林市財務規則、その他関係法令に基づき、信義に従い誠実に履行していただくこととなります。

## 2 登録できる方

小林市内に主たる事業所（本社・本店）又は住所を有する方で、建設業許可の有無、経営組織の形態及び従業員数は問いません。ただし、次に該当する方は除かれます。

- (1) 成年被後見人、被補佐人及び破産者で復権を得ていない方
- (2) 市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている方又は登録を希望されている方
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
- (4) 市税を滞納している方

## 3 登録申請の方法

登録を希望する方は、小規模工事等契約希望者登録申請書に次の書類を添付して、財政課 契約管理グループ（小林市役所 第2別館）【上下水道課 2階】に郵送または持参してください。

- (1) 施工実績表
- (2) 印鑑証明書
- (3) 登録希望の業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (4) 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は代表者の身分証明書
- (5) 市税の納税証明書
- (6) 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼同意書

登録できる希望業種は3工種以内です。

## 4 登録申請の受付及び登録有効期間

（受付期間）

令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）

（土・日、祝日を除く）8時30分～17時00分

（有効期間）

令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

※ 登録申請は随時受付ます。受付期間を過ぎて申請された場合も、有効期間の終わりは同じです。

## 5 名簿に登録されると

小規模工事等契約希望者登録名簿は、庁内及び市ホームページで公開し小規模工事等（契約予定金額が10万円未満）の発注の際、業者選定に活用されます。

契約予定金額が10万円以上になると、競争入札参加資格申請が必要となります。小規模工事等契約希望者登録と、競争入札参加資格名簿との重複登録は来ませんのでご注意ください。

## 6 登録事項の変更等

小規模工事等契約希望者の名簿登録された方で、登録事項に変更又は事業を中止、廃止されたときは、小規模工事等契約希望者登録（変更・取下げ）届出書を速やかに提出してください。